

湖南省受動喫煙の防止に関する条例（素案）の概要

I. 条例制定の背景および必要性

受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中等の発症、低出生体重児の出産や乳幼児突然死症候群など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。平成 28 年に厚生労働省が取りまとめた「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する報告書」では、国内の受動喫煙が原因と考えられる死亡者は年間約 1 万 5 千人、受動喫煙により発症する疾患に要する医療費は、約 3,200 億円に上ると推計されています。

このような背景から、国は、望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」といいます。）を平成 30 年 7 月に公布し、令和 2 年 4 月 1 日から全面施行することとしています。改正法の主な内容としては、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設の区分に応じ、その施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、喫煙場所を設ける場合の表示の掲示など施設の管理権原者が講ずるべき措置等について定めています。そして、地方自治体に対し、望まない受動喫煙防止のための総合的かつ効果的な措置を求めています。

本市ではこれまで、多様化する健康課題のひとつとしてたばこについてもさまざまな取り組みを進めてきました。市の施設のなかには、改正法が求める規制を上回る措置を積極的に取ってきたものもありますが、施設の類型ごとの統一が図れていない状況にあります。

そこで、このたびの健康増進法の改正を受け、市民の健康寿命の延伸を図るために、より一層の受動喫煙対策に取り組むことが必要と考え、本市の独自の取組を加えた市民の健康確保のための条例の制定を目指すこととしました。

II. 基本的な考え方

- 【方針】 健康寿命の延伸を目標として、市民の健康増進を図る観点から、受動喫煙を生じさせることのない環境を整備する。
- 【対象】 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、妊婦、健康上の配慮が必要な者をはじめ、全ての市民を対象とする。
- 【喫煙の禁止】
 - ① 施設の類型に応じ、市として統一した喫煙禁止の対応をとる。
 - ② 特に子どもの受動喫煙による健康被害を防止するため、子どもの利用が見込まれる施設や周辺の道路における喫煙を禁止する。
 - ③ 社会体育施設など健康増進を図る施設を積極的に喫煙禁止とする。
 - ④ 喫煙場所を設置する場合には、受動喫煙が生じないよう十分な配慮を行う。

Ⅲ. 条例に定める主な内容

1. 条例の目的

市民や事業者等の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を避けることができる環境整備により、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

2. 市の責務

- ① 未然防止のための環境整備に関する総合的な施策の策定と実施。
- ② 市民や関係者の自主的な取組を促進する情報提供、普及啓発等の支援。
- ③ 市が管理する施設における適切な措置。

3. 市民の責務

- ① 喫煙および受動喫煙による健康への悪影響を理解し、他人に受動喫煙を生じさせないように努める。
- ② 市の受動喫煙防止策への協力。

4. 保護者の責務

いかなる場所においても監護する未成年者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努める。

5. 事業者の責務

- ① 喫煙および受動喫煙による健康への悪影響を理解し、受動喫煙防止のための環境整備に取り組む。
- ② 市の受動喫煙防止策への協力。

6. 市、市民、および事業者の相互連携・協力

7. 受動喫煙を防止するための措置

(1) 特定施設における喫煙の禁止

- ① 市の施設等を禁煙施設と分煙施設（合わせて「特定施設」という。）に区分。

※ 区分は規則に委任。禁煙施設・分煙施設の区分一覧参照

特定施設における喫煙を禁止（特定屋外喫煙場所と指定喫煙場所を除く）。

分煙施設には特定屋外喫煙場所または指定喫煙場所を設けることができる。

- ② 特定施設の施設管理者は、吸い殻入れ等の喫煙に供する器具・設備の設置を禁止。
- ③ 施設管理者は、禁煙施設・分煙施設の別を表す標識を掲示。
- ④ 施設管理者は、喫煙の違反者に喫煙の中止や退去を勧告できる。

(2) 特定屋外喫煙場所・指定喫煙場所の設置時の措置

＜特定屋外喫煙場所を設ける場合＞

- ・ 施設を利用する者が通常立ち入らない場所や、近隣の建物に隣接しない場所に設置。
- ・ たばこの煙の流出を防止するため、規則で定める措置を講じる。
- ・ 特定屋外喫煙場所である旨の標識の掲示。

＜指定喫煙場所を設ける場合＞

- ・ 出入口等利用者の通行が多い場所や近隣の建物に隣接する場所を避ける。
- ・ 指定喫煙場所と非喫煙場所の区分に努め、受動喫煙が生じないように十分に配慮。
- ・ 指定喫煙場所である旨の標識の掲示。

(3) 未成年者の受動喫煙防止

- ① 何人も、下記に掲げる場所等において、未成年者に受動喫煙を生じさせないように配慮。

ア 保育所等、小中学校などの敷地に隣接する道路

イ 通学時間帯における市内の道路

ウ 地域ふれあい公園

- ② 市は、市立の小中学校の児童・生徒に対し、喫煙および受動喫煙の健康への影響に関する教育を推進。

8. 施行期日 令和2年7月1日

IV. 規則に定める主な内容

1. 施設の区分

禁煙施設と分煙施設を別表に定める。※ **禁煙施設・分煙施設の区分一覧参照**

2. 禁煙施設・分煙施設の別を表す標識の様式

3. 特定屋外喫煙場所等を設ける場合の措置

- ① 特定屋外喫煙場所と当該場所以外の場所との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設置。※ 東庁舎・西庁舎には当分の間、適用しない。
- ② 特定屋外喫煙場所および指定喫煙場所に掲示する標識の様式を定める。

V. その他

1. 本条例の対象とするたばことは…

紙巻きたばこ、葉巻たばこ、刻みたばこおよび加熱式たばこ(iQOS、glo、Ploom Techの3種類)を言います。噛みたばこおよび嗅ぎたばこは対象としません。

VI. 市条例案における禁煙施設・分煙施設の区分一覧

条例上の禁煙・分煙 施設の別	施設名称等	改正健康増進法上 の対応
禁煙施設 (敷地内全面禁煙で 特定屋外喫煙場所設 置不可)	保育所、認定こども園 幼稚園、小学校、中学校 ※ 小規模保育所(ただし、複合ビル内の テナント施設を利用する施設を除く。)含 む。民営も対象	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場 所設置可)
	学童保育所 ※ 民営も対象	
	石部子育て支援センター、子育て支援セ ンター	
	保健センター、石部保健センター	
	石部診療所、夏見診療所、岩根診療所、 水戸診療所	
	三雲児童館	
	石部防災センター	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置 可)
	社会福祉センター、ふれあいの館、石部 老人福祉センター、石部軽運動場	
	じゅらくの里(福祉パーク館・芝生広場・ お祭り広場・ふれあい広場・健康増進広 場、土の館、木工の館、もりの駅)	
	こころの街角サロンいしべ宿駅、石部宿 田楽茶屋、石部駅コミュニティハウス	
	石部文化総合センター(石部文化ホール、 石部図書館、石部まちづくりセンター)、 甲西文化ホール、市民学習交流センター、 甲西図書館、雨山文化運動公園(東海道 石部宿歴史民俗資料館、雨山研修館宿場 の里、雨山公園管理事務所、雨山物産展 示館、雨山体育館、雨山第二体育館、雨 山総合グラウンド、雨山テニスコート、 雨山ランニングコース、雨山ハイキング コース、雨山芝生広場、雨山キャンプ場)、 丸山運動場、石部南運動場、市民グラウ ンド、野洲川運動公園、総合体育館、菩 提寺運動広場、下田運動広場、総合スポ ーツ施設、水戸体育館、田代ヶ池テニス	

	コート	
	教育サポートセンター、学校給食センター	
	野洲川親水公園、その他都市公園	
	共同福祉施設、三雲駅前広場、甲西駅前広場	
分煙施設 （敷地内禁煙であるが特定屋外喫煙場所設置可）	東庁舎、西庁舎	敷地内禁煙 （特定屋外喫煙場所設置可）
分煙施設 （敷地内禁煙であるが指定喫煙場所設置可）	三雲まちづくりセンター、柑子袋まちづくりセンター、石部南まちづくりセンター、岩根まちづくりセンター、菩提寺まちづくりセンター、下田まちづくりセンター、水戸まちづくりセンター、石部コミュニティセンター、菩提寺コミュニティセンター	原則屋内禁煙 （喫煙専用室設置可）
	みくも地域人権福祉市民交流センター、夏見会館、柑子袋会館、岩根会館、松籟会館	
	浄苑（火葬場）	
	リサイクルプラザ	
	さつき作陶館	
	シルバーワークプラザ	
	みらい公園湖南（市民産業交流促進施設、魅力発信拠点施設）	
	湖國十二坊の森	
	妙感寺多目的集会所	
	笹ヶ谷霊園、柿ヶ沢墓地、西谷墓地、東谷墓地、大塚墓地、宮の森墓地	